

毎週火・金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆訓令 土木出張所処務規程
- ◆告示 六月定期県議会において議決になつた追加予算等
- ◆鳥取県優良種々牛造成奨励規程
- ◆土地改良設立の認可
- ◆選管告示 政党、協会等の收支報告書要旨
- ◆農委告示 農地交換分合計画の認可
- ◆叙任及び辞令 猪口隆夫外
- ◆正誤 誤昭和二十八年七月三日鳥取県規則第四十九号中訂正

第二条 出張所の所管事務を分掌させるため、次の町村に駐在所を置く。
八頭郡智頭町、岩美郡浦富町、東伯郡八橋町、氣高郡浜村町、日野郡日野上村

第三条 土木出張所長（以下「所長」という。）は、所員の事務分担を定めたときは、土木部長に報告しなければならない。

訓 令

鳥取県訓令第十七号

土木出張所

これを変更したときも、また同様とする。

(起工)

第四条 所長は、当該年度内において執行する工事は、配当予算の範囲内で緩急をしんしゃくし、第一号様式により実施設計書を調製し、第二号様式により、起工について知事の決裁を受けなければならない。

2 工事執行のため、用地買収又は地上物件の移転をするものがあるときは、第三号様式による調書を実施設計書に添付しなければならない。

(入札の執行)

第五条 入札する請負者の指名は、すべて第四号様式により知事の承認を受けなければならない。

2 入札を執行しようとするときは、第五号様式により知事に報告しなければならない。

3 入札者その他の者に示す設計書は、金額歩掛等を記載しないものとする。

4 郵便入札を受理したときは、受理の日時を附記して置かなければならぬ。

(請負契約の締結又は解除)

第六条 起工決裁の通知を受けたときは、すみやかに請負契約の手続をしなければならない。

2 請負契約を締結したときは、契約書その他の関係書類を添え第六号様式により知事に報告しなければならない。

3 所長は請負者が鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号)第四十四条又は契約各款

第三十条に該当するとき、若しくは契約各款第三十三条の事由があるときは、その事由を知事に具申しなければならない。

4 所長は請負代金の前払請求書を受理したときは、関係書類を添付し、直ちに進達しなければならぬ。

(工事の変更)

第七条 起工決裁後工事の変更を要するときは、設計書(新旧対照設計とし、旧設計は朱書き、新設計は墨書きとする)を調製し、知事の決裁を受けなければならない。

(請負代金の前払及び出来形部分払)

第八条 所長は、請負代金の前払請求書を受理したときは、関係書類を添付し、直ちに進達しなければならぬ。

い。

2 所長は、工事の出来高に対する部分払の請求書を受理したときは、遅滞なく検査を行い、第七号様式による出来形検定書を請求書に添えて知事に進達しなければならない。

(工事の完成)

第九条 所長は工事完成の届書を受理したときは、直ちに調査し事実工事が完成していると認めたときは、届書欄外に検査要求の旨を記載し、これに工務課長が認印の上知事に進達しなければならない。但し、契約金額三十万円未満の工事にあつては所長において検査を行い、完成及び検査年月日を記載し、工務課長が認印の上知事に進達するものとする。

ならない。

(物件の購入、借入)

第十一条 工事に要する物件の購入、又は借入については、第五条の規定を準用する。

(不用物件の処置)

第十二条 所長は道路、又は河川の新設若しくは改良の結果不用に帰した土地があるときは調書及び図面を添え、その存廃についての意見を知事に具申しなければならない。

2 所長は、工事用残材若しくは不用古材があるとき又は道路、河川、堤防等に枯死した樹木若しくは不用と認める樹木があるときは、その種類、員数及び処分について知事に意見を具申しなければならない。

3 所長は、河川改修に当たり将来不用となる土地を、地元市町村に払下する予定で工事を施行しようとする場合、第八号様式により知事の決裁を受けなければならぬ。

(請負代金の請求及び事業費精算認定)

第十条 所長は、請負代金の請求書又は事業費精算認定書を受理したときは、これに認印の上進達しなければ

(災害事務)

第十三条 所長は、非常災害その他の原因により、道路、河川、海岸、港湾等に被害があつたときは、その概況を急報するとともにその状況を調査し、第九号様式による災害報告書をすみやかに知事に提出しなければならない。

2 所長は、前項の報告をした後遅滞なく第十号様式による目論見書を知事に提出するとともに、第十一号様式による復旧工事設計書を、五日以内に提出しなければならない。

(職員の出張)

第十四条 所員(長を含む。以下同じ。)は、県外に出張しようとするときは、用務、出張先及び日程を明らかにして土木部長の承認を受けなければならない。

(所長の専決事項)

第十五条 次に掲げる事項は、所長において専決することができる。

一 天災地変による災害又は予期することができない障害若しくは災害を防止するため、上司の指揮を受

けるいとまがないとき配当予算の範囲内において、一箇所の工費十万円未満の臨機の処置を講ずること二 工事上緊急を要する場合工事の中間検査をすることと並びに作業中止を命すること

三 橋梁の荷車制限並びに道路に關する工事のため、道路の通行を禁止し又は制限すること

四 見積価格一廉十万円未満の工事用材料、器具及び機械の購入、借入及び修繕並びに運搬に關すること

五 労働者の傭入又はその解雇に關すること

六 設計金額三十万円未満の工事の執行に關すること。但し国庫補助の伴う工事については起工設計書を提出するものとする

七 設計金額五万円未満の工事の随意契約に關すること

八 予定価格百万円未満の工事の入札並びに契約に關すること。但し、知事において特に必要があると認められた場合は、知事が命する係員をこれに立会させるものとする

九、設計変更その他の理由により、工事の作業中止を命すること

十、次に掲げる河川産物の採取許可に關すること

イ 土砂、砂利、礫及び栗石の類(一人一回三百立方メートル未満。)

ロ 軽石三百個未満

ハ 割石十五立方メートル未満

十一、道路及び河川敷の雑草採取許可に關すること

十二、道路、河川敷並びに国有の土地及び水面の一時占用又は使用の許可若しくは承認に關すること

十三、既許可又は承認済の継続願に対する許可又は承認に關すること

十四、嘱託の登記書類は登記専用の知事印を使用すること

十五、鳥取県屋外広告物条例第十五条に規定する許可に關し警察署長に協議すること

十六、道路交通取締法第二十六条に規定する道路占用

2 前項各号のうち第一号乃至第三号、第六号及び第一号

九号乃至第十六号の場合においてはすみやかに事由を具し、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

3 第一項各号の場合であつても重要又は異例と認められるもの若しくは疑義があるものは、上司の指揮を受けなければならない。

(文書の取扱)

第十六条 所長は、次に掲げる事項は、それぞれその翌月の五日までに知事に報告しなければならない。

一 その月中の県費支弁工事功程報告(第十二号様式)

二 その月中の所員の勤務状況報告(第十三号様式)

2 所長は出張所経由の文書を受理したときは、すみやかに調査し意見を附して進達しなければならない。但し、軽易な事件については、その文書の余白に所長において認印の上進達することができる。

第十七条 所長が更迭したときは、旧所長は引継調書及び簿冊目録を調製し、新所長に引き継がなければならぬ。

00561

第2429号 6

なう。
 2 丙継を終つたときは、前項の調査及び田録の写を添
 べ、新田所長が連署して十口又はより依頼したま
 ればならない。

なう。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十八年五
 月一日から適用する。
 2 土木出張所事務規程（大正十五年六月訓令ノ銀11
 参）は廃止する。

第一号様式

昭和 年度	予算高 円実施高	円差引高	円着工昭和 年月日	完成昭和 年月日			
昭和 年 月 日提出	係長	調査者	所長	工務課長	係長	精算者	設計者
工事名 (第 号)	工事個所	工事 設計書	工事金	内 説			
工事の大要							
起工理由							

00562

第2429号

昭和28年7月10日 金曜日 島根県取扱公報

名称	材料	形状寸法 長さ又は幅厚	員数	単位数量	合数量	単位	単価	金額	摘要	要

一位代価表 長 福 高

第二号様式

何 第 号	淨書	校合	昭和 年 月 日決裁通知	土木出張所
知 事	土木部長	課 長	係 長	主 査
路線及び工事名		起 工 同(設計変更同)	別紙設計書のとおり	
実 施 方 法		工 事 個 所		
契 約 保 証 金		事 由		
		工 事 日 数		

00563

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報第2429号

第三号様式の一

用 地 買 収 調 書

土地所在地	地目	台帳現在	台帳反別	買収額	收代	土地所有者
市町村 大字	地番	合併	地	積單	額	市町村 大字 地番 氏名

備考 1 買収単価はその算定の標準を備考に記載すること。

2 用地が寄付に係るときは寄付採納願を繳し副申すること。

第三号様式の二

地 上 物 件 移 転 調 書

物件所在	地番	物件の構造 又は品質	面積	補償単価	補 償 金	物 件 所 有 者
市町村 大字	字	名 称	メートル	円	円	市町村 大字

合 計

備考 前条に準ず

第四号様式

00564
第2429号

秘發河土第

昭 和 年 月 日

土木田張所長

鳥取県知事 氏 名 服 着 請 負 者 指 名 内 申

道路、河川、港湾名	所在地	郡	町村大字

工事番号	所在地	設置額	円

内申者氏名	所在地	設置額	円

摘要	要	所在地	設置額	円

(注意) この内申は秘板とし封筒の宛名は工事主管課長宛のこと。
なお封筒の表に指名人内申と記載のこと。

00565

第2429号 10
昭和28年7月10日 金曜日 島取県報

第五号様式

発行年月日 昭和年月日

島取県知事 氏

工事競争入札執行報告

土木出張所

番号	道路、河川 港湾名	工事箇所 都市町村 大字	工種	起工 決裁願 工事日数	執行方法	入札日時	開札日時	摘要

第六号様式の一

発行年月日 昭和年月日

土木出張所長

鳥取県知事 氏

名殿

何年度県工事実施報告

番号	道路河川 港湾名	工事箇所 都市 町村 大字	工種	起工 決裁額	請負 代金額	実施 残額	施行 方法	契約 年月日	着手期日 完成期日	請負者

備考

第六号様式の二 第六号様式の一の外に某地完成月日、検了月日、検査者名を插入する。
 備考 (様式一、二共) 通常工事と災害工事とは各別紙に調製し災害工事についてはなお国庫補助関係の分と單独累費の分とを別紙に調製すること。

第七号様式の一

請負者 何某

係長 調査者

県工事出来形検定書

一金外 何 程 出来形何歩に対し今回交付する額
金 何 程 前回までの交付済額
金 何 程 追つて交付すべき額

何工事 何工筋(何郡市町村大字)

設計金額 何 程

此請負代金額 何 程

品種	数量	単位	單価	金額	摘要

00569

昭和28年7月10日 金曜日 昭和2429号

鳥取県知事 氏 名 殿 災害報告書

昭和 年 月 日

土木出張所長

昭和 年 月 日から 月 日までの（暴風）
 により公共土木施設に次のとおりの災害が発生したので
 公共土木施設災害事業費国庫負担法施行規則第二条の規定
 により報告します。

都道府県工事

区分	前回までの報告分		今回の報告分		年間の合計	
	自月 至月	日の災害 箇所数	自月 至月	日の災害 箇所数	自月 至月	日の災害 箇所数
河川						
海岸						
砂防 設備						

一般被害状況調査			
種 区 分	別 容	數 量	
人	死 者 行 方 不 明		
全半	漬 漬		

住 家	流失床下計		失水浸水		流失床下計	
	全	半	全	半	全	半
公共建物						
非住家						
田						
畑						
山 林						
不通区間						

その他欄には米麦、機械製品等の被害数量を記入すること。

00570

昭和28年7月10日 金曜日 昭和2429号 第2429号

第九号様式
発何土第 号

但し港湾災害は区分に港湾名を記入し摘要欄に被害内容を記入すること。
 災害の原因 (暴風 高潮)

日雨量 何ミリメートル
 連続雨量 何ミリメートル
 速風波 何メートル

台風の中心示度 何ミリバール

道路				
橋梁				
計				

00571

報公帳取鳥田曜金日昭和28年7月10日

第十号様式

発向土第

号

昭和 年 月 日

土木出張所長

鳥取県知事 氏 昭和 年 月 日付災害報告に因る目論見書を次のとおり提出します。

目 論 見 書

工事番号	位 置	申 請	決 定	設 計	概 要
	道 路 河 川 名 等	都 市 町 村 大 字	總 費	内 超 過 事	總 費
			工 事 費	内 超 過 事	工 事 費

備考 1 工事番号は県及び市町村工事別に下記の順序で一連番号により記載すること。

- (1) 河川工事
- (2) 海岸工事
- (3) 破防工事
- (4) 道路工事
- (5) 橋梁工事

2 市町村工事は市町村別に記載すること。

00572

第2429号

第十二号様式

発向土第

号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

名 殿

昭和 年 月 日

付災害報告に因る復旧工事設

計書を別紙のとおり進呈します。

年災害復旧工事

設 計 書

課 長	調 査 所 長	工 課 務 長	係 長	精 算 者	設 計 者
災 害 年 月 日	昭 和 年 月 日				

工 事 番 号	第 一 号	工 事 概 要

河 川 名 称	市 部 町 大 字 村 地 内	工 事 名 称	災 害 復 旧 工 事

工 事 費 金	申 請	決 定	摘要	要
円也				

00575

第2429号 20

昭和28年7月10日 金曜日 取島口課金

21 昭和28年7月10日 金曜日 取島口課金 第2429号 報第

砂防	"	生産物採取關係綴	"
量水標台帳	"	秘文書と普通文書とは別冊と 收受件名簿	"
水位観測人台帳	"	發送件名簿	"
例規綴	"	工事実施報告綴	"
県令訓令告示諭告通牒綴	"	工事出来形検定書綴	"
道路、河川、国有土地水面占用、使用許可台帳	"	郵便切手受払簿	"
道路、河川、国有土地水面占用、使用許可台帳	"	出張命令簿	"
砂利置場台帳	"	管内巡回命令簿	"
県工事台帳	十年	路川ごとに口座を設け整理 すること。	
県費補助工事台帳	"	日誌	"
簿冊台帳	"	市外電話決裁	"
県工事関係綴	"	文書送致簿	"
県費補助工事関係綴	"	建設業者登録届出簿	"
県工事設計書綴	"	その他必要な台帳	"
県費補助工事設計書綴	"	取扱例	
道路、河川、国有土地水面占用、使用關係綴	五年	1.すべての簿冊には巻首に索引目錄を附すこと。	

00576

第2429号

2 特殊の書類で本表の区分に依りがたいものは本庁の
承認を受け別に編さんすることができます。3 書類綴は分量の多小により一年分を数冊となし又は
数年分を一冊とすることができます。4 書類綴は繰込を打切つたときは簿冊台帳に登載する
ものとする。5 保存期限を経過したもののはその処分法を具し稟伺す
るものとする。6 保存期間を経過したもののでも必要と認めるときは引
き続き保存するものとする。

岐阜県工事監査部長

昭和28年度鳥取県歳入歳出追加予算

摘要
歳
入

款項	科	目	追加予算額
2	地方財政平衡交付金		380,920,566
1	地方財政平衡交付金		380,920,566
3	公企業及び財産収入		240,000
1	財産収入		200,000
5	使用料及び手数料		200,000
1	使用料		200,000
6	国庫支出金		357,513,512
1	国庫負担金		353,076,412
2	国庫補助金		4,437,100
7	寄附金		2,850,000
1	寄附金		2,850,000
10	雑収入		323,000
6	雑入		323,000

鳥取県知事第三回大綱

昭和21十八年六月三十日 鳥取県議会の議決を経た昭和21
十八年度鳥取県歳入歳出追加予算及び同特例金土帑庫
業費歳入歳出追加予算を次のとおりやむ。

昭和21十八年七月十日

第2429号 22

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県取公報

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県取公報 第2429号

23

11 県債 5,785,000 昭和28年度特別会計猪電事業費歳入歳出追加予算

1 県債 5,785,000 歳
歳 入

歳 入 合 計

747,792,068 歳
歳 出4 土木費 6,373,000 歳
歳 出

1

事業收入

2,200,000

6 災害復旧費 6,373,000 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

5 教育費 730,823,968 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

16 小学校費 455,582,002 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

17 中学校費 264,823,511 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

18 直ちあ学校費 10,418,455 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

4 児童福祉費 5,493,000 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

8 産業経済費 2,252,100 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

4 水産業費 400,000 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

5 農業費 1,852,100 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

13 諸支出金 2,850,000 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

3 地方振興費 2,850,000 歲
歳 出

1

事業收入

2,200,000

歳
歳 入合
合 計747,792,068 歳
歳 出

鳥取県告示第2429号

鳥取県優良和種種牛造成奨励規程を次のように定める。

昭和二十八年七月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県優良和種種牛造成奨励規程

(ルの規程の田記)

第一条 ヒの規程は、鳥取県産和種々牛（以下「和牛」と云ふ。）のもの遺傳的優良形質を增强するとともに

遺傳的不良形質を除去し、もひて血統・能力及び体形の優秀な和牛の造成を奨励することを目的とする。

（用語の意義）
第一條 ヒの規程に定めて次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めたものによる。

1 登録牛 全国和牛登録協会黒毛和種登録規程（田役

内用牛登録規程を含む。）による登録されたものをいう。

1 優良牛 第五条の優良牛証明書の交付を受けたものとされる。

2 ヒの規定にかへわらず、次の各号の一に該当す

1 優良候補牛 優良牛の生産したるもの第四条の検査に合格したものをいう。

（奨励金の交付）

第三条 知事は、前条の規程による優良牛又は優良候補牛の飼養者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

（検査）

第四条 優良牛の検査を受けねじらがでける牛は、次の各号の条件を具備してしなければならない。

1 その牛及びその牛の父母から生産された子孫牛に遺傳的不良形質が出現してしなくなる。

1 登録牛相互間（母牛に限り登録牛相互間に生産された登録補助牛を含む。）に生産された登録牛（雄は審査得点七十七点以上のもの）である。

1 連産系に属し、雄は登録牛を十頭以上、雌は登録牛を三頭以上（審査得点七十七点以上の登録牛であるときは二頭以上）を生産したものであること

00580

00579 00579

る牛は、優良牛の検査を受けることができる。

一 優良牛相互間に生産した雄のうち二十頭以上の仔牛を生産したもので、その仔牛に遺傳的不良形質が出現していないもの

二 優良牛相互間に生産された雌のうち、初産分娩のものでその仔牛に遺傳的不良形質が出現していないもの

三 優良牛及び優良候補牛の検査を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に繁殖成績調査書（第二号様式

）を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の申請書を受理したときは、あらかじめ検査の期日及び場所を指定して検査する。

（証明書の交付）

第五条 知事は、前条の検査に合格した牛については別

に定める台帳に登載し、優良牛の飼養者に対しては、優良牛証明書（第三号様式）（以下「証明書」という。）を交付する。

（奨励金交付申請）

第六条 第三条の規定による奨励金の交付を受けようと

するものは、申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

第七条 知事は、優良牛若しくは優良候補牛として決定したものの又は奨励金を交付したもので、この規程の目的にそわないと認める事由が生じたときは、その資格を取り消し又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返納させることができる。

（証明書の書換交付及び再交付）

第八条 優良牛の飼養者は、証明書を亡失し又は、お損したときは申請書（様式第五号）を知事に提出し、証明書の再交付又は書換交付を受けなければならない。

（証明書の返納）

第九条 優良牛の飼養者は、次の各号の一に該当するときは、証明書を知事に返納しなければならない。

一 第七条の規定により優良牛の資格を取り消されたとき

二 優良牛に失踪、盗難、死等の事故が生じたとき

名号	性	生年月日	产地	父 母	血 統	摘	要
登録記号、番号及び資格							
繁殖成績調査書は別紙のとおり							

年 月 日

飼養者住所氏名

印

三 優良牛を県外に売却したとき

四 前条の規定により証明書の書換交付を申請するとき

又は証明書の再交付を受けた後旧証明書を発見したとき

（提出書類の経由）

第十条 この規程により知事に提出する書類は、住所地を管轄する地方事務所長（市にあつては住所地の地方事務所長）を経由しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第一号様式

優良牛（優良候補牛）検査申請書

次の牛を優良牛（優良候補牛）として検査を受けたいので鳥取県優良和種種牛造成奨励規程第四条にもとづき申請いたします。

記

00582

27 昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報 第2429号

七產	六產	五產	四產	三產	二產	一產	次產		
							性 名 号	母 第 昭 生	牡牛繁殖成績
							性 名 号	母 の 第 昭 母	牡牛繁殖成績
							性 名 号	父 の 第 昭 母	牡牛繁殖成績

00581

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報 第2429号 26

第三号様式の一		繁殖成績調査書		号記番号	
名	号	牡	牛	繁殖成績	号
生年月日	供用期間	生年月日	父第	父第	父の父第
種付頭數	登録	生年月日	父第	父第	父の父第
績成錄登牘產 (七七点以上の登録牛)	本 頭 數	至自 年年 月月 ヶ月日日	至自 年年 月月 ヶ月日日	至自 年年 月月 ヶ月日日	至自 年年 月月 ヶ月日日
予備登錄	牡 牝	頭	頭	頭	頭
共進会その他における褒賞の有無	牡	頭	頭	頭	頭
その他特記すべき事項	牡	頭	頭	頭	頭

00584

00583

第二号様式の口

繁殖成績調査書(雌)

号
交配種牡牛及び登録記号番号
摘要欄には損徴その他の参考事項を記入のこと。

産次名号性生年月日登録記号番号及び資格

摘要欄には損徴出現率を記入

繁殖成績調査書(雄)

供用年数自年月号

名号性生年月日登録記号番号母牛名号及び登録記号番号摘要欄には損徴その他の参考事項を記入

(註)一 登録牛になつたものだけ記入

二 摘要欄には損徴出現率を記入

第三号様式表

第一号

優良牛証明書

種類 黒毛和種

性及び名号 雄、雌

特徴 面旋 眉旋 項旋 背旋

生年月日 昭和 年 月 日

生産者住所氏名

所有者住所氏名

市郡 村町

右は鳥取県優良和種牛造成奨励規程による優良牛であることを証明する。

年月日

鳥取県知事

検査年月日

検査員

印

裏
異動年月日 飼養者住所氏名 責任者印

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

父

母

政党、協会その他の団体名		寄附の額 （件数）	収入又は寄附の額 （件数）	以上千円の寄附 （件数）	五百円以上の寄附 （件数）
因幡地区自由労働者組合		一、八〇	一	一	一
因伯みたて会		一、一	一	一	一
因伯みたて会氣高連合支部		一、一	一	一	一
昭和二十八年七月十日		一、九九	一	一	一
鳥取県選挙管理委員会委員長上根政幸		一、九九	一	一	一
政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨		一、六九	一	一	一
一 種類 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する		六、三	六、一七	五、二二	六、一八
報告書受理		年	月	日	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部が選挙に關しなされた收入及び支出の報告書要旨は次のとおりである。

第十八条の規定による報告書

二期間 昭和二十八年三月一日から

同 年五月三十一日まで

(衆議院議員、参議院議員選挙)

三 報告書の要旨

第四号様式

優良牛（優良候補牛）奨励金交付申請書

種類	名号	性別	生年月日	产地	血統
				父	母
				優登	号登
				優登	号登
				号項	号面
				旋	旋
				眉	背
				旋	旋
				要	摘要

右鳥取県優良和種種牛造成奨励規程により奨励金の交付を受けたいので申請いたします。

年 月 日

飼養者住所氏名

印

鳥取県知事 氏

名 殿

印

第五号様式

優良牛証明書番号

優良牛証明書再交付（書換交付）申請書

二 名号及び登録記号番号

三 申請の理由

昭和二十八年七月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第三百九号

東伯郡三朝村大字三朝安達醇外二十人の者から申請のあつた三朝村土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、昭和二十八年七月六日認可した。

右により優良牛証明書の書換交付（再交付）を申請いたします。

00583

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報 第2429号

改進党 東伯支部
 自由党 鳥取県中部支部
 真政同志会
 自由党 鳥取県東部支部
 " 鳥取県連合支部
 " 鳥取県支部 因幡部会
 " 鳥取県支部 西氣高支部
 自由労協 政治連盟
 全專壳事業米子支部
 自由党 鳥取県西部支部
 全電通政治連盟鳥取支部
 鳥取県支部
 大韓民国居留民団
 中國々税職員組合
 鳥取県労働組合協議会
 鳥取県農業団体協議会
 鳥取県農業協同組合連合会
 鳥取県農業研究会
 鳥取県薬業連盟
 鳥取県中部学校教職員組合
 鳥取県小学校教職員組合
 鳥取県高等学校教職員組合
 鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟
 鳥取県気高郡青谷町
 德安後援会
 鳥取県労協西部地区協議会
 鳥取県連合会本部
 日本社会党米子支部
 日本社会党米子分会
 日本社会党米子支部
 日本助産婦連合会
 日本社会会員会
 鳥取県支部連合会
 日農鳥取県東部地区連合会
 日本社会党鳥取支部

三、000

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三、000

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四、八〇

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三、八〇

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

"	"	五、五、	"	五、五、	"							
三	五	一九	二一	二二	二三	二三	二七	一九	二〇	二七	二五	

00587

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報 第2429号 32

改進党 東伯支部
 自由党 鳥取県中部支部
 真政同志会
 自由党 鳥取県東部支部
 " 鳥取県連合支部
 " 鳥取県支部 因幡部会
 " 鳥取県支部 西氣高支部
 自由労協 政治連盟
 全專壳事業米子支部
 自由党 鳥取県西部支部
 全電通政治連盟鳥取支部
 鳥取県支部
 大韓民国居留民団
 中國々税職員組合
 鳥取県労働組合協議会
 鳥取県農業団体協議会
 鳥取県農業協同組合連合会
 鳥取県農業研究会
 鳥取県薬業連盟
 鳥取県中部学校教職員組合
 鳥取県小学校教職員組合
 鳥取県高等学校教職員組合
 鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟
 鳥取県気高郡青谷町
 德安後援会
 鳥取県労協西部地区協議会
 鳥取県連合会本部
 日本社会党米子支部
 日本社会党米子分会
 日本社会党米子支部
 日本助産婦連合会
 日本社会会員会
 鳥取県支部連合会
 日農鳥取県東部地区連合会
 日本社会党鳥取支部

三、000

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

一、000

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三、000

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三、000

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三、000

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三、000

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三、000

六	六	六	六	五	五	五	五	五	五	五	五	二八
二	四	五	一九	二七	二五	二八	三〇	一九	二七	二五	二三	"

鳥取県農業委員会告示第二号
土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第九十八条
の規定により西伯郡幡郷村農業委員会から申請のあつた
農地等交換分合計画を次のように認可した。

農業委員會告示

昭和二十八年七月十日

鳥取県農業委員会

認可した委員会名 認可年月日
西伯郡幡郷村農業委員会 昭和二十八年六月二十五日
申請年月日 認可年月日
昭和二十八年六月二十九日

日本再建連盟
日本共産党伯西地区委員会
日本電気産業労働組合
倉吉営業所分会
日本共産党因幡地区委員会
鳥取県自由労働組合連合会
日本社会党鳥取支部
日本教職員政治連盟
鳥取県支部
日本農民組合鳥取県中部
地区連合会選挙対策委員会
日本共産党因幡地区
安部細地区
P L 教団鳥取支部
日野郡清風会
溝口町同志会
鳥取県労働組合協議会
民主青年協議会
鳥取県青年自由党
日本社会党鳥取県連東伯支部
自由党鳥取県支部
日本共産党鳥取県委員会

昭和28年7月10日 金曜日 鳥取県公報

就任及び辞令

鳥取県教育委員会事務局職員 三木 三良

地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定により、昭和二十九年三月十二日まで休職を命ずる。

県立鳥取図書館八頭分館長を免する。

昭和二十八年三月十三日

昭和二十八年七月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 猪口 隆夫
県立鳥取図書館氣高分館長事務取扱を命ずる。

昭和二十八年七月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 坂川 勝春
県立鳥取図書館氣高分館勤務を命ずる。

昭和二十八年七月一日

昭和二十八年七月三日鳥取県規則第四十九号中誤植があるので、次のように訂正する。

正誤

正
三
二
一
四
種牡牛
成報告
伐救跡地
種牡畜
成績報告
伐採跡地鳥取県教育委員会事務局職員 宮崎 保雄
県立鳥取図書館八頭分館兼務を命ずる。

昭和二十八年七月一日

県立鳥取図書館八頭分館長事務取扱を命ずる。

昭和二十八年三月十三日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印 刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 計 取
行 者 縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町